さらなる飛躍をめざして

平成 25年度法務省委託事業 評価結果報告書



平成26(2014)年4月 公益財団法人人権教育啓発推進センター 平成25年度法務省委託事業評価委員会

委員会開催日 第1回 平成26(2014)年1月31日 第2回 2月18日

平成25年度法務省委託事業評価委員会 委員一覧

委員長 田 中 宏 司 • 東京交通短期大学名誉教授

委員大野 曜・公益財団法人日本女性学習財団理事長

岸 孝明・人権擁護委員、関西学院大学講師

山 中 千枝子 ・千斗枝グローバル教育研究所代表

渡邊昭彦・公益社団法人日本広報協会常務理事

五十音順•敬称略

目 次

Ι	総括
Ι	評価を行う際の留意点 5
Ш	各事業の評価61 人権シンポジウムの実施62 人権啓発活動総合推進事業163 人権に関する調査・研究事業194 人権ライブラリー事業225 人権啓発教材の制作276 人権啓発ビデオの制作307 人権啓発指導者養成研修会32
	8 人権に関する国家公務員等研修会37

I 総括

はじめに

平成24年4月、人権教育啓発推進センター(以下、「人権センター」という。)は、公益財団法人として新たな一歩を踏み出した。以来、常に公益財団法人としてあるべき姿を求めつつ、その行動には説明責任が求められることを自覚して対応されてきたと推察する。

公益法人化3年目となる平成26年度は、正に正念場となると言っても過言ではない。それこそ、組織も職員も確固たる使命感を持ってその業務を推進することが何よりも求められる。本委員会は、人権センターが、我が国における人権教育・啓発活動の先頭に立ち、公益性の視点を堅持しつつ、国民の身近にあって信頼される存在であり続けられるよう、より一層精進し、さらなる飛躍を期待するものである。

ナショナルセンターとしての役割

近年、領土や歴史認識をめぐってナショナリズムが高まり、関係する国等への誹謗、中傷、反感を煽る言動などが横行していることは憂慮に堪えない事態である。最近でも、国内のプロサッカーチームの試合会場内で、外国人排斥とも受け取れるメッセージを記載した横断幕が掲出される等、一人ひとりの人権意識が問われている状況の中、国民の間に人権尊重という普遍的文化の理念が醸成・定着されていくことが望まれる。

こうした情勢の中にあって、我が国の人権分野における国際的評価を高めるために情報を発信できる機関として、また、民間の立場における人権教育・啓発の中心的存在として、常に中立・公正を旨とした活動を続ける、"人権教育啓発のナショナルセンター"として位置づけられている人権センターの役割は一層重要である。例えば、情報発信のツールの一つである人権センターホームページの充実に努めるとともに、日本語のみならず、英語等による情報発信の多様化をも望みたい。

高等教育機関や企業への働きかけ

国連の人権教育のための世界計画(第2フェーズ)で、高等教育における人権教育の重要性が指摘されているが、日本の高等教育機関での人権教育は、必ずしも十分とは言い難いものがある。例えば、デート DV など、人権センターがこれまで蓄積してきた人権の知識や技術を教育の場で活用してもらうとともに、大学での実践や研究成果を人権センターの事業実施に提供してもらうなど、相互連携を強化していくことも、重要な課題であると考える。

また、人権センターのこれまでの活動は、地方自治体を主な連携・協力の対象としてきたが、人々の多くは企業に所属している実態をも考慮すべきである。したがって、今後は地方自治体と同様に企業を活動の重要な対象と位置付けていくことも必要と考える。例えば、企業での人権はどうあるべきなのかという「基準」を示していくことも、取り組むべき課題ではないだろうか。

東日本大震災への取組

未曾有の被害をもたらした東日本大震災から3年が経過した。被災地では、現在、復興のための取組が行われているが、その歩みは必ずしも順調とは言えない。特に、福島第一原子力発電所の事故については、事故処理や対策が遅々として進まず、被災者の避難生活は長期化を余儀なくされ、今もって、いわゆる"風評被害"をはじめ、不当な差別的言動を受けたりするなど、被災者は深刻な状況にある。

このような中、人権センターが「震災と人権」に関するシンポジウムを各地で開催してきたことは、人権尊重の精神を広く啓発するという視点から高く評価できる。さらに、その内容を新聞や動画投稿サイトへ掲載したことにより、参加した人々にとどまらず、多くの国民へと周知され、被災者を勇気づけたことと確信する。今後も、原発事故にかかる風評被害をはじめとした差別的言動を無くすために精力的に取り組んでいただきたい。

広報力の強化

人権啓発を推進していくためには、その手段としての「広報」の在り方を常に見直していくことも求められることから、次の二点を提言する。

第一は、広報メディアの適切な選択である。従来のマスメディアの利用に加えて、近年、注目を集めているソーシャルメディアなどをいかに上手に採り入れていくか、他の広報事例などを参考にしながら、事業内容や対象者に最適な広報メディアの選択と組み合わせを検討していくことが望ましい。

第二は、広報における表現(クリエイティブ)の問題である。例えば、シンポジウムやイベントなどのテーマやタイトルが、参加してみたいと思える文言・内容になっているか、「他人ごと」ではなく「自分ごと」として、興味・関心を呼ぶ言葉・表現になっているかなど、集客増や啓発効果の向上に結びつく大切な検討課題と考える。

人的ネットワークの充実・強化と職員の能力向上

常に中立・公正を旨とした活動を続ける人権センターの業務には、多種多様な人権啓発 教材を作成するだけではなく、監修することも含まれる。その場合、専門家の監修を要す ることも考えられるため、内容に適した専門家に監修等の依頼ができるよう、情報の収集 に努めるとともに、普段から協力を得られる専門家を増やしていくなど、人的ネットワー クが充実・強化されることを望む。

なお、専門家に頼るだけではなく、人権センターの職員自らも、様々な課題について体系立てて説明できるような専門性を身に付け、自分たちで解説書を書けるくらいに、日々研鑚を積んでもらいたい。日々の事務を遂行しながらのことであるため、直ちに実現することは難しいであろうが、将来的には、「この課題についてはこの職員」というように、職員がそれぞれ得意な分野を持ち、適切に対応できるようにすることも併せて期待する。

最後に

本委員会は、本件事業評価の過程において、人権センターが実施する人権啓発事業では、 大切な国税が有効かつ適切に活用されていることを確認し、人権センターの取組を高く評価する。一方、全国津々浦々まで、きめ細やかに人権啓発事業を実施するには、現在の中央委託費による国民一人当たりに掛ける経費はあまりにも少額である。本委員会としては、 我が国が人権の分野でも世界において重要な位置を占めるためにも、また、2020年の東京オリンピック・パラリンピックの開催にあたり、我が国が人権についてもリーダーシップを発揮できるよう、より一層予算の充実・増額を国に要望する。

平成26年4月

平成25年度法務省委託事業評価委員会

Ⅱ 評価を行う際の留意点

本委員会では、平成25年度法務省委託事業(8事業)の実施結果について、以下の観点に基づいて評価した。

- ①各事業は、委託元である法務省の意向を実現するものであるとともに、経済的かつ効果的・効率的に実施されたか。
- ②事業の達成状況はどうか。
- ③人権センターの公益性にも整合しているか。
- ④過去2か年度分の本委員会における指摘事項も踏まえ、それらをどこまで実現・反映できたか。
- ⑤今後の事業実施に向け、自己評価、課題等は、適正に把握・整理されているか。

なお、個々の事業の「実施の基本方針」、「実施結果」等については、事務局より直接、具体的に聴取と質疑を重ねる、いわゆる対話的手法によって評価を行った。

Ⅲ 各事業の評価

事業名	1 人権シンポジウムの実施				
事業目的	シンポジウムとマスメディアを組み合わせた啓発活動を行うことにより、効果的 人権啓発活動を実施する。				
実施の基本方針	1 平成23年3月11日に発生した東日本大震災に伴い、被災者に対するホテルでの宿泊拒否や避難先でのいじめなどの人権侵害事業が各地で起きている。また、避難生活の長期化による生活不安やストレス等から、今後も様々な人権侵害事業の発生が予想される。このため、こうした人権侵害事業の発生を未然に防止することを目的に、被災地において「震災と人権 ~一人一人心心の復興を目指して~」に係るシンボジウムを開催する。(石巻会場) 2 被災地外においても、震災復興支援で活躍するさまざまな分野の方々による基調報告及びパネルディスカッションを通して、私たち一人一人に何ができるのかを改めて考え、継続的な支援へつなげることを目的に、「震災と人権 ~継続的な支援のために・今、私たちに出来ること~」に係るシンボジウムを開催する。(神戸会場) 3 人々のコミュニケーションの手段として、また仕事や教育のツールとして、私だちの生活・文化・社会を豊かにするインターネット。しかし、使い方によっては、他者への誹謗中傷やネットいじめ、不正アクセスやウィルスによる個人情報の流出、スパムメールや有害サイト、児童費春などの犯罪的行為の温床となるなど、人権侵害を助長する負の側面も有しており、大きな社会問題となっていることから、人権的観点からの問題を議論し、ネット社会の在り方を考えてもらう機会とする。(東京会場) 4 現在、子どもたちの間には、暴力・暴言、無視といった直接的ないじめ、加害者の特定が困難なネットを通じたいじめ、教員等による体罰、児童虐待など、様々な問題が生じていることから、次代を担う子どもたちの健やかな育成のために、私だちに何ができるのかを考えてもらう機会とする。(長崎会場) 5 マスメディアを組み合わせた啓発活動として、各会場易ンボジウムについては、開催後、シンボジウムの内容を採録した記事を新聞(全国紙)に掲載する。6 各会場には、国及び全国の地方自治体が平成24年度に作成した人権啓発資料及び人権センター作成の震災と人権に関連する啓発パネル等を展示する。以上により、各会場のテーマ及び開催場所・開催時期の決定、パネリストの選定を適切に行う。				

1 人権シンポジウム開催

(1) 石巻会場

日 時 平成25年8月31日(土) 13:30~17:30

会場石巻市遊楽館かなんホール(宮城県石巻市)

テーマ 「震災と人権 ~一人一人の心の復興を目指して~」

後援宮城県、石巻市、宮城県市長会、宮城県町村会、石巻日日新聞社、河北 新報社、読売新聞社東北総局、朝日新聞仙台総局、毎日新聞仙台支局、 産業経済新聞社東北総局、日本経済新聞社仙台支局、NHK仙台放送局、 仙台放送、TBC東北放送、KHB東日本放送、ミヤギテレビ、Datefm. 共同通信社仙台支社、時事通信社仙台支社

登壇者 コーディネーター

稲積謙次郎(ジャーナリスト、元西日本新聞編集局長)

パネリスト

奥田知志(公益財団法人共生地域創造財団代表理事)

鈴木るり子(岩手看護短期大学教授)

近江弘一(株式会社石巻日日新聞社代表取締役社長)

友廣裕一(一般社団法人つむぎや代表)

コンサート

友石竜也(歌手、元劇団四季)

入場者数 208人(アンケート回収数34件)

(2) 東京会場

実施結果

日 時 平成25年10月20日(日)13:30~17:40

会 場 ニッショーホール (東京都港区)

テーマ 「インターネットと人権 ~今、ネットで何が起きているのか~」

後援東京都、特別区長会、東京都市長会、東京都町村会、朝日新聞社、毎日 新聞社、産経新聞社、日本経済新聞社、東京新聞、共同通信社、時事通 信社、NHK、フジテレビジョン、テレビ東京、ニッポン放送、TOK YO FM, J-WAVE

登壇者 コーディネーター

横田洋三((公財)人権教育啓発推進センター理事長)

パネリスト

安川雅史(全国 web カウンセリング協議会理事長、第一学院高等学 校総括カウンセラー、特定非営利活動法人日本青少年キ ャリア教育協会理事)

吉川誠司(WEB110主宰)

渡辺真由子(メディアジャーナリスト、慶應義塾大学SFC研究所 上席所員(訪問)

講演(トークショー)「インターネットが授けてくれた 10 の大切な こと」

古新舜(コスモボックス株式会社代表取締役CEO、映画監督)

入場者数 197人(アンケート回収数87件)

(3) 神戸会場

日 時 平成26年1月11日(土)13:30~18:00

会 場 けんみんホール (兵庫県神戸市)

テーマ 「震災と人権 ~阪神・淡路大震災から『心の復興』を学ぶ~」

後援兵庫県、神戸市、兵庫県市長会、兵庫県町村会、神戸新聞社、朝日新聞

神戸総局、毎日新聞社神戸支局、読売新聞神戸総局、産経新聞社、日本経済新聞社神戸支社、共同通信社神戸支局、時事通信社神戸総局、NHK神戸放送局、サンテレビジョン、MBS、朝日放送、関西テレビ放送、読売テレビ、ラジオ関西、Kiss FM KOBE

登壇者 コーディネーター

横田洋三((公財)人権教育啓発推進センター理事長) パネリスト

加藤寛 (兵庫県こころのケアセンターセンター長兼診療所長、み やぎ心のケアセンター顧問、ふくしま心のケアセンター 顧問、精神科医、医学博士)

国永良喜(兵庫教育大学大学院学校教育研究科人間発達教育専攻臨 床心理学コース教授、日本ストレスマネジメント学会理 事長、日本心理臨床学会・支援活動委員会委員長、臨床 小理士)

小林郁雄(兵庫県立大学大学院緑環境景観マネジメント研究科特任 教授、まちづくり株式会社コー・プラン/CO-PLAN 取 締役アドバイザ、阪神大震災復興市民まちづくり支援ネットワーク世話人、阪神・淡路大震災記念人と防災未来 センター上級研究員)

管野澄枝(岩切の女性たちによる防災宣言をつくる会代表) 緑上浩子(岩切の女性たちによる防災宣言をつくる会メンバー) 講演(映画上映「雄勝〜法田神楽の復興」

トークショー「被災地の祭から見えてくる心の復興」)

手塚眞(ヴィジュアリスト、有限会社ネオンテトラ代表取締役、株式 会社手塚プロダクション取締役、イメージフォーラム映像研 究所専任講師)

入場者数 119人(アンケート回収数47件)

(4) 長崎会場

日 時 平成26年1月26日(日) 13:30~17:30

会 場 チトセピアホール(長崎県長崎市)

テーマ 「子どもと人権 ~いじめ・体罰・虐待のない社会を目指して~」

後 援 長崎県、長崎市、長崎県市長会、長崎県町村会、長崎新聞社、西日本新聞社、朝日新聞社、毎日新聞社長崎支局、読売新聞西部本社、産経新聞社西部本部、日本経済新聞社長崎支局、共同通信社長崎支局、時事通信社長崎総局、NHK長崎放送局、NIB 長崎国際テレビ、NBC 長崎放送、KTN テレビ長崎、NCC 長崎文化放送、エフエム長崎

登壇者 コーディネーター

横田洋三((公財)人権教育啓発推進センター理事長)パネリスト

小森美登里(特定非営利活動法人ジェントルハートプロジェクト理事、滋賀県いじめ対策研究チーム会議委員、元・文部科学省いじめ問題アドバイザー)

管原哲朗(弁護士、日本体育協会国民体育大会委員会委員、国立スポーツ科学センター倫理審査委員)

山口由美子(親の会「ほっとケーキ」代表、子どもの居場所「ハッピービバーク」代表)

吉田恒雄(駿河台大学法学部教授、特定非営利活動法人児童虐待防止 全国ネットワーク理事長)

講演(トークショー)

「いじめを乗り越えた 子どもの明日はすばらしい!」 志茂田景樹(よい子に読み聞かせ隊隊長、作家)

入場者数 112人 (アンケート回収数46件)

2 マスメディアの活用(事前広報)

本シンポジウムの開催地及びその近隣エリアの人々の来場を促すため、下記各媒体を活用し、広報を実施した。

(1) 石巻会場

1	新聞広告	 ・3紙に半5段広告を掲載。 河北新報及び石巻日日新聞:平成25年8月17日(土) 石巻かほく:平成25年8月18日(日)及び8月24日(土) ・1紙に小枠広告を掲載。 読売新聞東京本社版:平成25年8月11日(日)
2	ラジオ広告	 TBC ラジオに 20 秒 CM を 10 本放送、60 秒生 CM を 3 本放送。 平成 25 年 8 月 17 日(土)~8月 26 日(月)の期間。
3	バナー広告 	・開催2週間前より MarketOne(宮城県内)を実施。クリック保証型: 1,000 クリック/1,500,000imps
4	広報用チラシの配布	 広報用チラシを関係機関等に配布、掲出を依頼。 仙台法務局(2,000部) 全国の法務局・地方法務局(735部) ※仙台法務局を除く 宮城県(1,000部) 石巻市(700部) 宮城県内市町村(690部)※石巻市を除く。 後援団体(255部) シンポジウム実施会場(30部) その他、全国の自治体などに配布。 ※チラシ印刷部数: 10,000部
5	イベント情報サイトへ の広報記事掲載	インターネット上のイベント情報サイトに広報記事を 投稿、掲載。全国イベントガイド、WAM NET(ワム ネット)など計 16 サイトに掲載。
6	メールマガジンの配信	・本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを計 3回配信。
7	人権ライブラリーホー ムページへの広報記事 掲載	人権ライブラリーホームページのイベント情報コーナーに広報記事を掲載。
8	人権センターホームペ ージへの広報記事掲載	人権センターホームページのイベント情報コーナーに 広報記事を掲載。
9	各種ボランティア団体 等への案内メール配信	・震災関係を中心とした各種ボランティア団体等に対して、案内メールを配信。配信先は約 700 件。

(2) 東京会場

1	新聞広告	 ・4紙に半5段広告を掲載。 読売新聞都内版、朝日新聞都内版、産経新聞都内23区版及び東京新聞都内23区版:平成25年10月17日(土) ・1紙に15段1/3広告を掲載。 読売新聞西部本社版:平成25年10月12日(土) 北陸支社版:平成25年10月13日(日) 北海道支社版:平成25年10月13日(日) 中部支社版:平成25年10月13日(日) 大阪本社版:平成25年10月14日(月) ・1紙に小枠広告を掲載。 読売新聞東京本社版:平成25年10月7日(月) 平成25年10月17日(木)
2	WEB広報	・人権シンポジウム in 石巻及び人権相談窓口広報WEB ページ中に掲載。平成 25 年 10 月 12 日 (土) ~20 日 (日)
3	広報用チラシの配布	 ・広報用チラシを関係機関等に配布、掲出を依頼。 東京法務局(500部) 全国の法務局・地方法務局(490部) ※東京法務局を除く 東京都(250部) 東京都内市区(580部) 東京都内図書館(1,020部) 後援団体(300部) 東京都内大学(720部) 東京都内私立中学校(368部) その他、全国の自治体などに配布。 ※チラシ印刷部数:10,000部
4	イベント情報サイトへ の広報記事掲載	インターネット上のイベント情報サイトに広報記事を 投稿、掲載。全国イベントガイド、WAM NET(ワム ネット)など計 16 サイトに掲載。
5	メールマガジンの配信	・本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを計 3回配信。
6	人権ライブラリーホー ムページへの広報記事 掲載	人権ライブラリーホームページのイベント情報コーナーに広報記事を掲載。
7	人権センターホームペ ージへの広報記事掲載	人権センターホームページのイベント情報コーナーに 広報記事を掲載。

(3)神戸会場

2	新聞広告	 ・1紙に半5段広告を掲載。 神戸新聞:平成26年1月4日(土) ・折込チラシを実施。 読売新聞・朝日新聞:平成26年1月5日(日) 部数:71,350部 エリア:東灘区、灘区、中央区 ・ラジオ関西に20秒CMを10本放送、60秒生CM
)	を2本放送。 平成26年1月1日(水)~1月6日(月)の期間。
3	バナー広告	・開催 2 週間前より MarketOne (兵庫県内) を実施。クリック保証型: 1,000 クリック/1,500,000 imps
4	広報用チラシの配布	 広報用チラシを関係機関等に配布、掲出を依頼。神戸地方法務局(1,000部)全国の法務局・地方法務局(980部)※神戸地方法務局を除く兵庫県(1,500部)神戸市(2,000部) 兵庫県内市町(1,200部)※神戸市を除く。後援団体(540部)シンポジウム実施会場(50部)その他、全国の自治体などに配布。※チラシ印刷部数:11,000部
5	イベント情報サイトへの 広報記事掲載	インターネット上のイベント情報サイトに広報記事を 投稿、掲載。全国イベントガイド、WAM NET(ワムネット)など計 16 サイトに掲載。
6	メールマガジンの配信	・本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを計 3回配信。
7	人権ライブラリーホーム ページへの広報記事掲載	人権ライブラリーホームページのイベント情報コーナーに広報記事を掲載。
8	人権センターホームペー ジへの広報記事掲載	人権センターホームページのイベント情報コーナーに 広報記事を掲載。
9	各種ボランティア団体等 への案内メール配信	・震災関係を中心とした各種ボランティア団体等に対して、案内メールを配信。配信先は約700件。

(4)長崎会場

1	・2紙に全5段広告を掲載。				
		朝日新聞長崎県版:平成25年12月12日(木)			
		平成 25 年 12 月 21 日 (土)			
		西日本新聞長崎南版:平成25年12月14日(土)			
		平成 26年1月18日(土)			
		・1 紙に半5 段広告を掲載。			
		長崎新聞:平成26年1月11日(土)			
		・1 紙に半2段広告を掲載。			
		朝日新聞長崎県版:平成26年1月1日(水・祝)			
2	ラジオ広告	• NBC ラジオに 20 秒 CM を 30 本放送、60 秒生 CM			
		を2本放送。			
		平成 26年1月6日(月)~1月19日(日)の期間。			
3	バナー広告	・開催 2 週間前より MarketOne (長崎県内) を実施。			
		クリック保証型:1,000 クリック/1,500,000imps			
4	広報用チラシの配布	・広報用チラシを関係機関等に配布、掲出を依頼。			
		長崎地方法務局(1,000部)			
		全国の法務局・地方法務局(490部)			
		※長崎地方法務局を除く			
		長崎県(700部)			
		長崎市(1,100部)			
		長崎県内図書館(1,140部)※神戸市を除く。			
		後援団体(340部)			
		その他、全国の自治体などに配布。			
		※チラシ印刷部数:10,600部			
5	イベント情報サイトへ	・インターネット上のイベント情報サイトに広報記事を投			
	の広報記事掲載	稿、掲載。全国イベントガイド、WAM NET(ワムネッ			
		ト)など計 16 サイトに掲載。			
6	メールマガジンの配信	・本シンポジウムの開催を案内するメールマガジンを計3			
7	人権ライブラリーホー	人権ライブラリーホームページのイベント情報コーナー			
	ムページへの広報記事	に広報記事を掲載。			
	掲載				
8	人権センターホームペ	人権センターホームページのイベント情報コーナーに広			

3 マスメディアの活用(実施内容の周知)

ージへの広報記事掲載

直接来場しなかった多くの人々にも啓発の促進を図るため、シンポジウムの実施 内容について、以下の各種媒体を活用し周知した。

(1) 石巻会場

実施結果

読売新聞西部本社版: 平成25年10月12日(土)朝刊 15段

報記事を掲載。

- リ 東京本社版: 平成25年10月13日(日)朝刊 15段
- バル 北海道支社版: 平成 25 年 10 月 13 日(日)朝刊 15段
- リ 中部支社版: 平成25年10月13日(日)朝刊 15段
- // 大阪本社版: 平成25年10月14日(月)朝刊 15段
- YouTube に掲載

(2) 東京会場

- 読売新聞全国共通: 平成25年11月30日(土)朝刊 15段
- YouTube に掲載
- (3) 神戸会場
 - YouTube に掲載
- (4) 長崎会場
 - YouTube に掲載

実施結果

なお、石巻会場及び東京会場についての読売新聞への採録記事掲載について、それぞれ効果測定を行ったところ、以下の結果であった(同時掲載した人権相談窓口等の広告を含む)。

(1)石巻会場

接触率(「確かに見た」+「見たような気がする」)67.5% 理解度(「理解できた」に対し「あてはまる」+「ややあてはまる」)

85.0%

(2)東京会場

接触率 71.4% 理解度 86.9%

4 報告書の作成。

作成部数 250部

配布先 法務局 • 地方法務局、後援団体他

- ①人権のナショナルセンターとして、当センターがこれまで蓄積してきたノウハウ や人的ネットワークを最大限に生かして、一般市民を対象とした意義のある人権 シンポジウムを企画・実施することができた。
- ②人権シンポジウムについては、従来、人権啓発フェスティバルの一環として開催してきたところ、平成23年度からは新たに独立した一つの事業として再構築したことから周知不足が懸念され集客に不安があった。しかし、広報に工夫を重ねた結果、会場ごとのばらつきはあるものの、全体としては一定以上の参加者を得ることができた。
- ③シンポジウムの内容については、各会場でのアンケートの結果、「大変満足」と「まあ満足」で石巻会場が85%、東京会場が93%と概ね好評であったことから、適切であったと判断できる。(神戸会場、長崎会場については集計中)

自己評価

- ④本事業の重要な要素であるコーディネーター及びパネリストについても好評であり、テーマや内容と合わせ質の向上にも繋がったものと評価している。
- ⑤シンポジウムとともに、コンサートやトークショー(講演)、映画上映なども実施したが、これらについても概ね好評であり、各会場のテーマや内容を考慮した企画内容であり、シンポジウムの硬いイメージを払拭するのにも少なからず貢献したものと考えられる。
- ⑥本年度開催した4会場のうち、石巻会場と東京会場の2会場については、新聞紙面上における要約(採録)記事の掲載を実施した。石巻会場については、平成25年10月12日(土)~14日(月・祝)のいずれか1日の読売新聞朝刊・全国版(掲載日は地域によって異なる)に、人権相談窓口等の紹介記事とともに掲載した。また、東京会場については、平成25年11月30日(土)の読売新聞朝刊・全国版に人権相談窓口等の紹介記事とともに掲載した。新聞社による効果

- 測定では、概ね高い評価を得たことから、人権シンポジウムの啓発効果は当日の 来場者のみならず全国に及んだと評価できる。
- ⑦シンポジウムの模様を撮影したビデオを、動画共有サイトYouTube上の「人権チャンネル」に掲載し、多くのアクセスを得たことから、新聞による要約記事と同様、人権シンポジウムの啓発効果は当日の来場者のみならず全国に及んだと評価できる。
- ⑧実施結果報告書を作成し、全国の法務局・地方法務局を通じて、関係機関等に配布することは、今後、関係機関等が啓発活動を実施する上での参考資料として活用されるほか、啓発担当者にも大いに参考になると考える。
- ①イベントとしては、地味な内容のため、人権啓発フェスティバルの一要素から人権シンポジウム単体の事業となった平成23年度以降の集客状況を分析し、その結果を今後の開催に生かすとともに、広報面での充実を更に強化する必要がある。
- ②シンポジウムの集客については、新聞による広報が効果的であったと考えられる ため、今後も広報メディアの選択等費用対効果も考慮しつつ広報戦略を具体化していく必要がある。
- ③実施結果報告書については、予算の制約もあることから、全国の地方自治体への配布はできていない。電子版での配布やネット上での公開等、配布方法を検討する必要がある。なお、人権をテーマとしたイベントであるため、登壇者の発言内容如何によっては、不特定多数の人々が閲覧可能なインターネット上での情報公開には、十分に注意する必要があるということを念頭に置いて情報発信をする必要がある。

課題等

- ④登壇者への依頼を行った際、登壇候補者によっては謝金が低すぎるといった反応を示す場合も少なくなかった。国の事業における謝金に上限があるのは重々承知の上ではあるが、予算執行に当たっての柔軟な対応が可能となるような工夫が必要であると考えられる。
- ⑤実施結果報告書の作成に当たり、反訳データを基に事務局で作成した原稿の校正を登壇者に依頼した際に、登壇者の一人から「自分が話した内容を全て見直すことはやらない。自分が伝えたいことは提供したレジュメに全て書いてあるので、レジュメをそのまま報告書に載せるだけでよい。校正はしない」との回答があったため、報告書作成に当たり、これまでとは違う方法を取らざるを得なくなることがあった。今後も同様の主張をする登壇者が出てくることが想定されるため、注意が必要である(原稿の校正が必要な場合は、依頼時にその旨説明するなどの工夫をする)。

【評 価】

委員会 評価

- ①法務省からの依頼の趣旨を生かして、当事者や社会的影響のある著名人等をパネリストやトークショーに選ぶ等、非常に多面的で国民の関心を呼ぶ人選は評価できる。
- ②事前広報として新聞等マスメディアを活用したことは、人々の意識を人権に向かわせる方法として効果的である。今後も、事業目的に織り込んでいくとよい。

- ③シンポジウム開催のみならず、終了後に新聞に採録したり、あるいは YouTube に載せたりと、直接来てくれた人以外にも発信できた意義は大きく、高く評価できる。開催後にそれを素材やコンテンツとして、いかに広範囲に周知させていくかといったことは重要である。
- ④PTSD の大切さを知らしめたのが阪神・淡路大震災であると思われるが、それを補強する形で、シンポジウムに東日本大震災体験者をパネリストに迎えたことが、かつての自分たちと同じく苦悩し、苦闘している人に寄り添うことの大切さが伝わり、とてもよかったという意見が参加者のアンケートに多数ある。実体験を語れる人を講師に呼んだことで、催しが相乗効果を挙げたと評価できる。

【提言】

①マスメディアをはじめ、さまざまな媒体を利用して集客したのであれば、もっと参加者が多いと良かった。例えば、講師やパネリストを依頼する時に、できれば自分の SNS を使って少しでもこの情報を流してください、ということも依頼する。また、企画から参画していかないと、なかなかイベント自体の参加に結び付かないということが考えられるので、企画から参画する人、協力団体や地元で活動している人たち、あるいは人権擁護委員などを増やし、その人たちから、さらにいろいろな人に呼び掛けてもらう。どういうふうにしたら参加するかということを、一緒に考えてもらうだけでも良い。

委員会 評価

- ②広報の際の表現を工夫する必要がある。一般に向かって呼び掛ける言葉として、 自分や家族が参考になると思わせるような言葉をタイトルに使っているか、など を検討していくと良い。例えば長崎会場の場合、子どもの人権をテーマとしてい たが、子どもの問題として重視されているインターネットトラブルについても触 れていると、さらに集客が見込まれたと思われる。
- ③講師やパネリストを依頼する際、来場者への配布用として、ポイントを整理した 資料の作成を依頼することも希望する。資料は時間が経っても見返すことができ、 その課題について正しく伝えることができる。
- ④都道府県レベルでの連携を検討されたい。そこから関係団体に働き掛けてもらうと、その関係団体が参加者を呼ぶ。
- ⑤阪神・淡路大震災があった年はボランティア元年と呼ばれることもあるように、 人と人との助け合いの重要性が再認識された機会でもあった。近未来に巨大地震 の襲来が想定される今、震災をテーマとしたシンポジウムを各地で開催して、ボ ランティア活動の意義など、人と人との絆の大切さを促す内容があると、人権の 催しとしてより意義のあるものになると思われる。

事業名	2 人権啓発活動総合推進事業				
事業目的	「人権週間」等を広く国民に周知するため、新聞、テレビ、インターネットなど のマスメディアを活用した広報を行う。				
	法務省の人権擁護機関が実施する「人権週間」を中心に、年間を通じて人権啓発活動の意義を国民一般に広く周知し、人権尊重意識の普及・高揚を図るため、以下の事業を実施する。				
実施の 基本方針	 新聞広報(イベントタイアップ) 全国規模で効率的な広報活動を行う上で、全国紙への広報は認知度、理解度等においてその効果は認識されてきたところであるが、これに青少年への大きな影響力を持つJリーグとの連携・協力をタイアップさせることにより、より効果的な新聞広報を展開する。 第65回人権週間を中心とした広報(ライトアップ) 過去に制作した「いっこく堂」氏を起用した人権に関するコンテンツを活用し、テレビ、インターネット等の複数の各種広告媒体の特性を生かし、デザインやテーマの連携性を損なうことなく、第65回人権週間の周知をはじめ、人権尊重に対する国民の意識を高める。 				
実施結果	1 新聞広報 (イベントタイアップ) (1) Jリーグと連携した新聞広報 (主企画) 掲載紙 読売新聞朝刊・全国版 5段4色 掲載日 平成25年9月8日(日) 総発行部数 約1,000万部 モニター調査による効果測定結果 ①「広告を見た・見たような気がする」(接触率)63.3% ②「法務省がJリーグと連携して人権啓発活動を実施していること」を「理解した」66.0% ③全国共通相談ダイヤル「子どもの人権110番」「みんなの人権110番」があることを理解した 57.7% ④「インターネット人権相談窓口」があることを理解した46.8% (2) Jリーグと連携した新聞広報 (連動企画) 掲載紙 ①読売KODOMO新聞 タブロイド1ページ4色 ②読売新聞夕刊・東京本社版 9.5×7.8cmモノクロ ③読売ワークシート(学校向け教材) A4判4色 掲載日 ①平成25年9月5日(木) ②平成25年8月26日(月)・9月26日(木) ③平成25年9月4日(水)配信 総発行部数 ①約 22万部 ②約208万部 ③5000校配信				

- (3)Web(インターネット)向け各種企画・広告
 - ①「人権サポーター」特設サイト 平成25年8月1日(木)~平成26年3月31日(月)
 - ②「キッズgoo」タイアップ企画 「人権ってなぁに!?」(小学生対象ポータルサイト) 平成25年8月1日(木)~9月2日(月)掲載
 - ③「Yahoo!Japan」プライムディスプレイ平成25年8月19日(月)~9月18日(水)掲載
 - ④「学研キッズネット」バナー広告 平成25年8月19日(月)~9月18日(水)掲載
- 2 第65回人権週間を中心とした広報(ライトアップ)
 - (1) テレビ広報

過去に制作した「いっこく堂」氏の映像を使用したテレビ広報を実施。 実施期間:平成25年11月30日(土)~12月10日(火) 12月27日(金)~平成26年1月6日(月)

- •BS11 150本
- BSフジ 100本
- •BS-TBS 50本 合計 300本
- (2) WEB広報

上記(1)同様の映像等を使用した広告を実施。

- ① Yahoo!/プライムディスプレイ 実施日 平成25年12月2日(月)~平成26年2月28日(金)
- ②Yahoo!ニュース/注目の商品・サービス(テキスト広告) 実施日 平成25年12月2日(月)~12月29日(日)
- ③Gyao! ネットワーク

実施日:平成25年12月2日(月)~平成26年2月28日(金)

- ④人権週間特別コンテンツ「みんなで築こう 人権の世紀」 実施日: 平成25年12月2日(月)~平成26年2月28日(金)
- (3) 街頭大型ビジョン

上記(1)同様の映像を街頭大型ビジョンで上映した。

- ①有楽町ビックマルチビジョン(東京都千代田区有楽町 1-11-1) 実施日 平成25年12月1日(日)~12月31日(火) 計2,108回
- ②トンボリステーション(大阪府大阪市中央区道頓堀 1-9) 実施日 平成25年12月4日(水)~12月10日(火) 計924回
- (4)「いっこく堂」氏を起用した新聞広報

上記(1)の映像に出演した「いっこく堂」氏を起用し、インターネットと人権をテーマとした対談記事を掲載した。

掲載紙 毎日学生新聞「15歳のニュース」 タブロイド判4色

掲載日 平成25年12月21日(土)

発行部数 約17万部

(5)「文藝春秋」に人権週間広報を掲載した。

掲載日 平成25年12月10日発売号 目次裏面1色

発行部数 約58万部

① Jリーグと連携した新聞広報については、東京オリンピック誘致決定(9月7日) の翌日の掲載であったため注目度が高まり、Jリーグのファンのみならず、多く の市民に対して人権尊重の大切さをアピールできた。今後も掲載内容と時期につ いては考慮していく必要がある。 ②J リーグと連携した広報は、前年度に比べ、子ども新聞、バナー広告、特設サイ ト(ランディングページ)など、広報媒体の多角化を図ることができた。特設サ イトについては掲載期間が1年間となっており、期間の面でも広報の拡大を行う 自己評価 ことができた。 ③「人権週間」の広報は、前年度に比べ、動画CM、雑誌広告、街頭大型ビジョン など、広報媒体の多角化を図ることができた。具体的には、過去に制作した著名 人(いっこく堂氏)のコンテンツを通じてWEB及びテレビCMへの注目を促す ことに結びつき、また、新たに同人を起用した広報記事を通じて新聞(学生新聞) への注目を促すことに結びつき、多角的に「人権週間」の意義を広く周知するこ とができた。媒体によっては、最長2月まで広告展開を行うこととなっており、 人権週間以外の期間においても積極的に人権啓発を行うことができた。 ①マスメディアを活用した広報は、不特定多数を対象とする場合に有効と考えられ るが、具体的効果を判断することは難しい面があり、さらに費用が高額となるこ とから、特に費用対効果に重点を置いて複合的に広報戦略を立てる必要がある。 課題等 ②著名人の起用や人々の関心を呼ぶデザイン等、啓発に有効と思われる内容を工夫 していく必要がある。 ③より啓発に有効と思われる新しいメディア等を開拓する。 【評 価】 ①今回は新聞のほかに、興味関心を持った人が新聞で終わるのではなく、もっと詳 しく知りたい人は web サイトへというように、新聞を入り口に特設サイトへ導 くという流れができているので、効果的と思われる。「人権サポーター」という 特設サイトも、ほとんどのサイトはキャンペーン期間中で終わるが、1年間の長 きにわたって継続しているということも評価できる。 ②J リーグは人種差別やヘイトスピーチなど選手・観客挙げてマナーの向上に努め、 全ての人が心から楽しめるよう、真摯に取り組んでいる。そのような組織とタイ アップすることで両者の取組が相乗効果を発揮して、多くの子どもたちに人権の 委員会 大切さを涵養できたと高く評価する。 このような各種スポーツ界と人権センターがタイアップする取組は、人権への注 評価 目度も集まり、両者のねらいに相乗効果をもたらすと考えられるので、今後も積 極的に試みることを期待する。 【提言】 ①「人権サポーター」という特設サイトだが、実はリンクが貼られていない。特設 サイトを1年間開設するのであれば、少なくとも関連キーワードを入れた時に真 っ先にヒットして特設サイトにつながるよう、キーワード対策が必要である。 ②専門の代理店からアイデアを提案してもらい審査する際、広報の専門家の意見を 参考にすることを検討されたい。

事業名	3 人権に関する調査・研究事業
事業目的	現状を踏まえた今後の人権啓発活動の在り方について、調査研究を実施する。
実施の 基本方針	最近におけるえせ同和行為の実態について、その推移とともに、えせ同和行為の 手口、企業の対応等を明らかにし、もって、えせ同和行為を根絶するための今後の 啓発活動の在り方についての検討に資するものとする。
実施結果	1 調査概要 (1)調査名 「えせ同和行為実態把握のためのアンケート調査」 (2)調査対象 全国の従業員規模が30人以上の事業所 (9,000事業所を抽出、4,398事業所より回答有) (3)調査手法 往復郵送法 (4)主な調査事項 ・被害率等 ・要求の種類 ・えせ同和行為の実態とその対応 ・行政の啓発広報活動に対する周知度 ・社会運動等を標榜する者からの不法、不当な要求の有無 (5)調査時期 平成26年1月 (6)結果概要(被害の状況) ①同和を名乗る者又は団体から違法・不当な要求を受けた事業所 204 事業所 ②要求総件数 437 件 ③被害率(要求を受けた事業所数を回答事業所数で除した比率) 4.6% ④うち違法・不当な要求に応じた事業所 29 事業所 ⑤応諾率(要求に対して、「全部」又は「一部」応じた事業所数を要求を受けた事業所数で除した比率) 14.2% ⑥前回調査(平成20年を対象)と比較すると、被害率は11.5ポイント減少し、応諾率は1.9ポイントの増加となっている。
	 2 報告書の作成 (1)体裁 全体版 A4判/152ページ 概要版 A4判/36ページ (2)内容 平成21年度までに法務省人権擁護局が9回実施した「えせ同和行為実態 把握のためのアンケート調査」の結果と時系列比較・分析した結果を掲載。

実施結果	(3) 作成部数 全体版 2,300部 法務局・地方法務局・地方自治体に配布 概要版 11,400部 法務局・地方法務局・地方自治体・調査協力企業 に配布
自己評価	 ①前回調査に当たる、平成20年に実施したときは調査対象を6,000件としていたところ、今回は9,000件と大幅に拡大し、調査の客観性・信頼性を高めることができた。 ②最新のえせ同和行為の動向について実態を把握することができ、今後の関係省庁等における施策の基礎資料を提供することができる。 ③えせ同和行為撲滅のための啓発は、関係省庁のみならず、当センターにおける人権啓発の最重要課題の一つであるため、全国の事業所に向けて調査ができたことは、啓発の一環として大いに役立ったと評価できる。 ④短い期間ではあるが、十分に調査を実施、報告書を作成できるよう計画できた。
課題等	 ①法律の改正により、今回の調査は統計法に基づく調査ではなく、いわゆるアンケート調査に該当したことから、総務省の事業所名簿を使用することは困難になった。このため、今後各種調査等を実施するに当たっては、このことを踏まえておく必要がある。 ②調査研究事業については、今後ともセンターのリソースを最大限活用しつつ人権啓発事業に資する時宜を得た内容のものを継続して行い、その内容を再びセンターのリソースとしても蓄積していく必要がある。 ③報告書については、予算の制約もあることから、電子版での配布やネット上での公開等、配布方法を検討する必要がある。
委員会評価	【評 価】 今回、9,000か所に対して調査票を送ったということは、それだけ、人権センターのことを周知できたという考え方もできる。調査結果を協力団体へ提供するということであるが、併せて人権センターの事業案内パンフレットを送るなど、さらに人権センターの存在や人権ライブラリーの活用の仕方といったことを9,000か所に告知する手段として活用されたい。 【提 言】 ①調査結果を協力企業へ提供する際、その対応法を教えるということも、啓発の一環として大事である。 ②調査結果報告書のタイトルは、簡単な分かりやすいタイトルを付けたほうがいい。正式な調査名は副題に付ければ良い。 ③調査結果をどのように活用していくか、人権センターにとってメリットになるような方向で検討するとよい。例えばマスメディア用にプレスリリースを作成して結果を公表すると、マスメディアは同時に人権センターについても取り上げると思われる。プレスリリースも、共同通信社などニュース配信会社へ提供するなど、提供先についても戦略を立てていくと良い。

委員会 評価	 ④人権啓発担当者は、まとまった見やすい資料を希望している。調査結果について概要版を出すとのことだが、40ページは多い。概要版にするのであれば、10ページ程度が妥当と思われる。結果はグラフにするなど見やすくして、パネル化する、あるいは「アイユ」に掲載するなど、調査結果を人権センターが活用できるように委託元の法務省とも調整することを希望する。 ⑤調査研究事業の成果はパワーポイント化して人権ライブラリーで公開するなど、ライブラリー事業との連携も考慮されたい。

事業名	4 人権ライブラリー事業					
事業目的	書籍をはじめ、パネル、映像資料など人権に関する資料を一元的に収集し、人権に関する総合的ライブラリーを運営することにより、広く国民に対し情報提供するとともに、各機関・団体等における啓発活動を支援する。					
実施の基本方針	事業目的を適切に推進するために、以下の活動を行う。 1 ライブラリー通常運営の充実 (1) 資料の閲覧・貸出等日常業務 (2) ホームページの運営による国民への人権情報の提供 (3) NPO等外部団体の人権に関連する催しを支援するための多目的スペースの貸出 (4) 啓発担当者等への映像資料紹介のための定期上映会の開催 (5) 来館者への情報提供のための企画展示(パネル展)の実施 (6) 幼児及びその保護者の人権啓発を促進するための「読み語り」の開催 (7) ライブラリー利用者への情報提供のためのメールマガジンの発行 2 人権啓発資料展・人権啓発活動結果情報の収集・整理全国の地方自治体では様々な人権啓発の取組を実施しているが、それらの成果物を網羅し一括して活用できる体制をとることは地方自治体との強固なつながりを持つ当センター以外には困難な事業であることから、平成25年度人権啓発資料展及び人権啓発活動結果情報としてこれを収集し、前者については優秀なものを選定し法務大臣表彰を行う。 3 利用者増に向けた広報の展開 4 利用者の利便性の向上					
実施結果	1 平成25年度実績(通常運営) ・人権ライブラリー来館者数 4,485人 ・総貸出件数 1,168件 ・総貸出資料数 1,943件 ・多目的スペースの利用 ・定期上映会 11回(延べ参加人数163人) ※台風のため10月開催中止。 ・企画展示(パネル展) 8回 ・「読み語り」 3回(延べ参加人数152人) ・メールマガジン発行 12回(購読者数3,049人) ・ホームページアクセス件数 183,695件 ・書籍・ビデオ等の収集状況 書籍、資料等 15,326冊 ビデオテープ(DVD含む) 1,562本 16mmフィルム 42本 展示パネル 48点 音声資料 10点					

〔参考〕近年の推移

	平成24年度	平成23年度	平成22年度
来館者数	4,676人	3,977人	3,608人
総貸出件数	1,185件	1,173件	1,000件
総貸出資料数	2,144件	2,009件	1,709件
多目的スペースの利用	111件	125件	117件
メールマガジン購読者数	2,621人	2,370人	1,278人
ホームページアクセス件数	189,923件	91,620件	16,469件
		※10月から単独	
		開設のため、	
		集計方法変更	

2 人権啓発資料展の収集・整理

中央府省及び全国の地方自治体により、平成24年度に作成された人権啓発に 関する様々なポスター、パンフレット、映像等の資料を収集し、優れた作品の法 務大臣表彰を実施するとともに、全国各地における人権啓発活動の成果として紹 介した。

- 協力依頼の回答率
 - ①協力依頼団体(自治体)数 1,789団体
 - ②回答があった団体数
 - ③人権啓発資料の作成実績ありと回答
 - 4人権啓発資料の成果物提出あり
- - 977団体(54.6%)
 - 498団体(27.8%)
- 307団体(17.2%)

実施結果

収集実績

ポスター 144点 出版物等1,066点新聞広告12点 映像 8点 啓発物品 338点

〔参考〕近年の推移

		平成24年度	平成23年度	平成22年度	平成21年度
Α	ポスター部門	153点	116点	126点	157点
В	出版物部門	1,070点	1,003点	1,067点	1,226点
С	新聞広告部門	10点	16点	16点	21点
D	映像部門	13点	6点	6点	18点
Е	その他の啓発物品	296点	285点	293点	344点

・ 優秀作品の表彰

最優秀賞

京都府(出版物)

優秀賞

富山県(ポスター部門)

田川地区社会同和教育担当者会(福岡県田川市ほか7町村)

(出版物部門)

香川県(新聞広告部門)

兵庫県 (映像作品部門)

※公益財団法人人権教育啓発推進センター特別賞 滋賀県(映像作品)

• 資料展展示実績

人権シンポジウム in 石巻

人権シンポジウム in 東京

人権シンポジウム in 神戸

人権シンポジウム in 長崎

指導者養成研修会東京会場

指導者養成研修会京都会場

指導者養成研修会福岡会場

人権に関する国家公務員等研修会(前期)

人権に関する国家公務員等研修会(後期)

3 人権啓発活動結果情報の収集・整理

中央府省及び全国の地方自治体により、平成24年度に、国、地方自治体等が実施した人権啓発事業等の情報を収集し、ホームページに掲載した。

収集実績

出版物等

1,568件

講演会

1,956件

テレビ・ラジオ放送

105件

意識•実態調査

74件

実施結果

4 「読み語り」の開催

(1)第1回

日 時 平成25年9月12日(木) 18:30~20:00

テーマ 「大人のための絵本セラピー 職場内コミュニケーション編」

講 師 岡田達信(絵本セラピスト協会代表・絵本のソムリエ)

参加者数 47人 (アンケート回収数41件)

(2)第2回

日 時 平成25年11月9日(土)14:00~15:00

テーマ 「こころの病を持つ仲間の思いに触れる

~ブックトーク絵本『僕と君の昨日の話』」

講師野尻紀恵(日本福祉大学准教授)

参加者数 16人(アンケート回収数12件)

(3)第3回

日 時 平成26年1月22日(水)14:00~15:00

テーマ 「思いやりの心育てよう! かたおかけいこの"お話ライブ"」

講師かたおかけいこ(絵本作家)

参加者数 89人(子ども62人、大人27人)

(アンケート(大人対象)回収数18件)

5 過去に制作した啓発ビデオのDVD化

啓発担当者等の啓発活動支援の一環として、過去に制作したVHS版のみの啓発ビデオをDVD化した。

・平成14年度制作「この街で暮したい」DVD版/52枚

実施結果	 6 利用者増に向けた広報の展開 ライブラリー案内リーフレットを改訂し、地方公共団体への送付、および人権 シンポジウムや研修会等、人権センターが実施するイベント等で配布した。 7 利用者の利便性の向上 来館者向けに、図書や映像資料のおすすめ情報などを、ポップ等で手書きで表示した。
自己評価	 ①当センターが運営する人権ライブラリーは、人権に関する各種資料(冊子、映像作品、パネルなど)を一か所にまとめて収集・公開しており、その種類の豊富さ、数量、質の面では、国内でも群を抜いている。地方自治体の人権に関連する各種資料についても全国規模で所蔵しており、本人権ライブラリーの蔵書等のリストや施設設備、運営などは、地方自治体等が運営するライブラリーの参考ともなっている。 ②人権ライブラリーは、地方自治体が運営するライブラリーでは所蔵していない資料などを補完する役割も果たしており、遠方の利用者には、郵送や宅配便での貸し出しも行っている。 ③当人権センターの原点である同和問題に関する資料を、絶版等で市販されていない古書等を含めて収集したことは、人権ライブラリーを特色付けるものとなった。 ④来館者数を始めとする通常運営における各指標については、昨年度と比較して多少減少傾向を示している。しかし、小規模の学習会・相談会、NPO 法人、ボランティア団体等の人権啓発活動を支援する一環として実施している、多目的スペースの貸出は好評であり、ライブラリー利用者に定着していることは評価できる。 ⑤毎月第3水曜日実施の上映会は8年目を迎え、参加者アンケートからも毎回好評を得ており、ライブラリー利用者に定着している事業である。 ⑥多目的スペースにおける人権講座等のイベントとタイアップした展示や、当センター主催の企画展示を実施しており、総合的な人権啓発情報を発信する場となっている。 ⑦人権啓発資料展については、全国の地方自治体が制作・実施したパンフレット、冊子、映像作品、新聞広告などを一堂に展示するもので、地方自治体の啓発担当者の参考となるものである。 ⑧地方自治体が実施する人権関連行事予定のライブラリーホームページへの掲載は、広報支援となるものであるとともに、地方自治体の啓発担当者の参考となるものである。
課題等	①人権ライブラリーのさらなる周知。ホームページはもとより、Facebook、ブログ、スマートフォン対応など、SNS(ソーシャル・ネットワーキング・サービス)などを活用し、利用者の拡大に努める。 ②館内表示等、利用者へのよりきめ細かなサービスの在り方。 点字による館内表示、音声ソフトの充実等の館内表示の工夫、資料検索システムの改良、館内で利用できる無料の無線 LAN(Wi-Fi)の充実、人権ライブラリーホームページについてはコンテンツの充実等、利用者へのサービス向上に努める。 ③貸出希望が集中する資料の複数所蔵。

【評 価】

人権ライブラリーは、後世の国民に人権関係の文化遺産を保存していくという重要な存在である。情報の蓄積は人権に配慮してきた証となり、我が国の人権分野における国際的評価にも直結することから、活動そのものは地味で目立ちにくいものであるが、人権の活動として、とても大事な活動である。

【提言】

委員会 評価

- ①オンラインサービスを充実するなど、来館者ではなく利用件数を増やしていくことを検討されたい。所蔵資料をデジタル化することで利用しやすくするなど、長期的な戦略を立てて対応していく必要がある。
- ②震災と人権に関連して、避難所での壁新聞や心温まるような取組など、市町村の協力も得ながら収集していくことは、後世の文化財として保存していくという重要な活動である。国会図書館が「東日本大震災アーカイブ」を行っているが、そことリンクしていくことも併せて検討されたい。
- ③人権啓発資料展の審査対象であるが、他に対象とできるような人権啓発活動はないのかを見直す時期と思われる。例えば、地方自治体が「WEB サイトで人権をテーマにしたコーナーを作りました」、「これまでとは違った手法のイベントを開催しました」というものも対象にして、表彰して紹介することによって、新しい啓発活動が全国に広まると思われる。

事業目的 格問題に関する教育及び啓発を積極的に推進していくため、複雑多様化する人権問題に関して、法務局・地方法務局、人権擁護委員、地方自治体等が実施する人権教室や企業等での人権研修等の教材として利用できる教材を作成する。 以下の視点を基に、紙芝居とテキストの2種を制作する。 (共通) 1 人権教室等の人権教育・啓発を目的とする活動において使用する教材として、適切な内容及び構成とする。 2 人権尊重思想について、理解や関心を深めることができるものとする。 3 対象者の興味・関心を惹くタイトルにする。 4 人権教室等で講師用として利用可能なプレゼンテーション用データ (パワーボイント)も併せて制作する。 5 その他人権教育・啓発を目的とする活動での利用のしやすさを考慮する。 (紙芝居) 1 対象:小学生(低学年) 2 テーマ:いじめ 3 幼少期における人間形成上重要な「生命を大切にする心」や「思いやりの心」といった精神を涵養できる内容とする。 4 対象となる児童が情緒的に理解できるよう、感性に訴えるものとする。 5 明るく、馴染みやすい登場人物の設定とする。 6 子どもたちに夢を与えるストーリーとする。 7 印象に残る舞台や場面の設定とする。 (デキスト) 1 対象:中学生・高校生 2 テーマ:インターネットと人権 3 インターネットと人権 3 インターネットの利用に関するモラルやマナー、利用のルールを考える際、どのような人権的観点がどういう形で不可欠であるかを明確にする。 5 インターネットの利用に関するモラルやマナー、利用のルールを考える際、どのような人権的観点がどういう形で不可欠であるから明確にする。 5 インターネットの利用に関するモラルやマナー、利用のルールを考える際、どのような人権的観点がどういう形で不可欠であるかを明確にする。 6 本文の作成に当たっては、中高生がインターネットにアクセスする機器として、またないたがではなく、使い方によっては私たちの生活を豊かにする有用性の高いメディアであることも明記する。 6 本文の作成に当たっては、中高生がインターネットにアクセスする機器として、またないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたないまたない	事業名	5 人権啓発教材の制作
(共通) 1 人権教室等の人権教育・啓発を目的とする活動において使用する教材として、適切な内容及び構成とする。 2 人権尊重思想について、理解や関心を深めることができるものとする。 3 対象者の興味・関心を惹くタイトルにする。 4 人権教室等で講師用として利用可能なプレゼンテーション用データ (パワーボイント) も併せて制作する。 5 その他人権教育・啓発を目的とする活動での利用のしやすさを考慮する。 (紙芝居) 1 対象:小学生(低学年) 2 テーマ:いじめ 3 幼少期における人間形成上重要な「生命を大切にする心」や「思いやりの心」といった精神を涵養できる内容とする。 4 対象となる児童が情緒的に理解できるよう、感性に訴えるものとする。 5 明るく、馴染みやすい登場人物の設定とする。 6 子どもたちに夢を与えるストーリーとする。 7 印象に残る舞台や場面の設定とする。 (デキスト) 1 対象:中学生・高校生 2 テーマ:インターネットと人権 3 インターネットとの起こる人権侵害や犯罪に巻き込まれないための防止について、最新の問題点や関心に応え得るものとする。 4 インターネットの利用に関するモラルやマナー、利用のルールを考える際、どのような人権的観点がどういう形で不可欠であるかを明確にする。 5 インターネットの危険性を煽るのみの内容ではなく、使い方によっては私たちの生活を豊かにする有用性の高いメディアであることも明記する。 6 本文の作成に当たっては、中高生がインターネットにアクセスする機器として、	事業目的	権問題に関して、法務局・地方法務局、人権擁護委員、地方自治体等が実施する人
携帯電話やスマートフォン寺の利用頻度か高いことを則提とする。 7 中高生が日常的に用いる言葉(例:携帯電話→ケータイ)を使用するなど、表		以下の視点を基に、紙芝居とテキストの2種を制作する。 〔共通〕 1 人権教室等の人権教育・啓発を目的とする活動において使用する教材として、適切な内容及び構成とする。 2 人権尊重思想について、理解や関心を深めることができるものとする。 3 対象者の興味・関心を惹くタイトルにする。 4 人権教室等で講師用として利用可能なプレゼンテーション用データ(パワーポイント)も併せて制作する。 5 その他人権教育・啓発を目的とする活動での利用のしやすさを考慮する。 〔紙芝居〕 1 対象:小学生(低学年) 2 テーマ:いじめ 3 幼少期における人間形成上重要な「生命を大切にする心」や「思いやりの心」といった精神を涵養できる内容とする。 4 対象となる児童が情緒的に理解できるよう、感性に訴えるものとする。 5 明るく、馴染みやすい登場人物の設定とする。 6 子どもたちに夢を与えるストーリーとする。 7 印象に残る舞台や場面の設定とする。 (デキスト) 1 対象:中学生・高校生 2 テーマ:インターネットと人権 3 インターネットと入権 3 インターネットの利用に関するモラルやマナー、利用のルールを考える際、どのような人権的観点がどういう形で不可欠であるかを明確にする。 5 インターネットの危険性を煽るのみの内容ではなく、使い方によっては私たちの生活を豊かにする有用性の高いメディアであることも明記する。 6 本文の作成に当たっては、中高生がインターネットにアクセスする機器として、携帯電話やスマートフォン等の利用頻度が高いことを前提とする。

1 紙芝居「ぼくのきもち きみのきもち」 判型等:B3判/25枚/4C 対象:小学校低学年 内容:体が入れ替わったことから、いじめていた相手のきもちがわかり、いじめ は悪いということを理解する物語。 付属品:ワークシート、プレゼンテーション用パワーポイント(38スライド) 制作枚数:736セット 配布先: 法務局 • 地方法務局、都道府県 • 政令指定都市等 2 テキスト「あなたは大丈夫? 考えよう!インターネットと人権」 判型等: A5判/20ページ/4C 対象:中学生・高校生 内容(日次): 実施結果 チェックリスト インターネットは、こんなに便利! 使い方を間違えると大変なことに! インターネット上で自分自身を守るために インターネット上で相手を傷つけないために フィルタリング、ルール、マナーは、子どもの人権を守ります! 困った時には、一人で悩まず、相談しよう! 言葉による心の変化を感じてみよう!!ワークにチャレンジ!! 付属品:プレゼンテーション用パワーポイント(18スライド) 制作部数:100,000部 配布先:法務局•地方法務局、都道府県•政令指定都市等 ※常に情報が更新されるテーマであるため、学識経験者による監修を受けた。 ①時官に合ったテーマの人権啓発教材を作成することにより、一層の啓発効果が期 待できる。 ②教材に連動したパワーポイントや"教材を活用するにあたっての注意書き"を作 自己評価 成したことで、教材を活用する講師等の利便に供する工夫を一定程度実現できた。 ③対象者の興味を喚起するキャラクター設定や、受け手という受動的な立場に留ま らないようワークを加えるなど、啓発効果を高める工夫を一定程度実現できた。 ①経費の制約から制作部数に限りがある。このため、地方自治体や教育関係機関、 人権擁護委員等からの配布希望に対して応えることができない。 電子版での配布 やネット上での公開等、配布方法や複製体制整備が必要である。 課題等 ②今後も、人権教室や研修等で活用しやすいよう、映像、紙媒体、コンテンツ等、 それぞれの特性をいかす工夫をしていく必要がある。

【評 価】

(1) 紙芝居

難しい漢字には読み仮名が付いているなど、読み手への工夫がされている。

(2) テキスト

対象が中学生・高校生ということであるが、字数も多く内容は難しい。よく読めば良い内容であることは分かるが、全ての対象者がよく読むとは限らないので、せっかくのテキストも生かしきれないと思われる。

(3) 共通

PDFデータにして、人権ライブラリーのホームページに掲載し、自由にダウンロードできるようにしていることは、この教材の普及に適している。

委員会 評価

【提言】

- (1) 紙芝居
- ①例えば、当紙芝居は20枚1組であるが、小学低学年に使うとなると枚数が多い。また、最近は学校でも大型ディスプレイが普及しており、紙芝居そのものよりは映像と効果音付のナレーションがあるパワーポイント版を作成してもらうと非常に活用しやすい。このように、実際に教材を利用する人権擁護委員や法務局・地方法務局等の活用実績や反応を把握し、次回の制作に生かしていく必要がある。
- ②家庭や学校で人権を尊重した行動が大切だと気づかせるような素材があれば、 子どもたちは思っていることを素直に示してくれるということが多々ある。今 後も、そういう素材を制作していくことを望む。
- (2) テキスト

インターネットは刻々と状況が変化しているだけにさまざまな課題が発生する。どういう状況にでも合うような内容にしていくよう、心がけることが必要である。

事業名	6 人権啓発ビデオの制作
事業目的	法務局・地方法務局、人権擁護委員が実施する人権教室、企業等での人権研修活動等を側面から支援することを目的に啓発ビデオを作成。
実施の 基本方針	「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品を題材に、以下の視点から制作する。 1 人権研修、人権講演会等の人権教育・啓発を目的とする活動において使用するビデオとして、適切な内容及び構成とする。 2 視聴者が、各作品を通して、人権尊重思想について、理解や関心を深めることができるものとする。 3 原作のテーマを尊重しつつも、15分程度の映像化を行う上で必要と思われる脚色は可能とする。 4 法務省の人権擁護機関が実施する相談窓口等を周知する。 5 その他人権教育・啓発を目的とする活動での利用のしやすさを考慮する。
実施結果	DVD「わたしたちの声 3人の物語」 ~「全国中学生人権作文コンテスト」入賞作品をもとに~ 時間:45分(15分×3パート) 形式:ドラマ 内容:(パート1) 「いじめをなくすために、今」(第30回(平成22年度)入賞作品より) 命の大切さを知り、いじめを傍観することをやめた経験を描く。 (パート2) 「温かさを分け合って」(第31回(平成23年度)入賞作品より) 東日本大震災を機に、人の温かさに触れる一方で、偏見や心ない言動に接し、人権について考えを深めていく姿を描く。 (パート3) 「リスペクト アザース」(第32回(平成24年度)入賞作品より) アメリカと日本の対人関係を比較しながら、人権を尊重するためには何が大切かを考えていく姿を描く。 付属品:活用の手引き書 B6判 24ページ 作成数:714本(チラシ15,200枚) 配布先:法務局・地方法務局及び都道府県・政令指定都市 ※YouTube で公開
自己評価	①今回制作した作品は「いじめ」「東日本大震災」「人権意識の高揚」といった、時官にあったテーマを扱っており、人権擁護委員による人権教室や学校の授業で活用しやすく、啓発効果が期待できる映像作品となった。 ②制作した映像作品3編は、全国中学生人権作文コンテストの入賞作品を原案とするドラマで原作者が中学生であることから、視聴する小学校高学年・中学生の共感や理解を得やすく、より高い啓発効果が期待できる。加えて、同コンテストの意義の周知の面からも、人権センターの取組として大きな意義があった。

自己評価	③「活用の手引き書」を付すことにより、研修等の講師の利便に供した。
課題等	経費の制約から制作部数に限りがある。このため、地方自治体や教育関係機関、 人権擁護委員等からの配布希望に対して応えることができない。当センターで複製 を作成し、実費頒布できる体制が必要である。
	【評 価】 ①歴史ある中学生人権作文コンテストの入賞作品をビデオの原作にするという活用の仕方は、中学生が実際に考えたことを効果的に伝えることができ評価できる。②住民学習会や大学での講義、中・高校の人権学習など、幅広く活用してもらうには前後に作品の解説時間を考えると、上映時間は15分の倍数が利用しやすい。本年のようなオムニバス形式は、その点で利用者の立場を考えたものとして評価できる。
委員会評価	 【提言】 ①年々、経済的理由等により地方自治体での制作が減少していることもあり、継続的に制作していくことが重要である。普及方法として、経費を掛けてDVD制作本数を作るよりは、サイトからダウンロードできるなど、システム体制の構築ができればよい。 ②法務省の委託で制作するのであれば、公正中立を保つ必要がある。そのため、必ず第三者が確認しておくことが必要である。例え、全て人権センターが判断できるとしても、専門家が確認するということは重要かと思われる。

事業名	7 人権啓発指導者養成研修会
事業目的	都道府県及び市区町村の人権啓発行政に携わる職員等を対象に、地域における人権啓発の実施、研修を行う指導者として必要なスキルと知識を修得することを目的に開催する。
実施の基本方針	 1 人権啓発行政に携わる職員に必要なスキルは多岐にわたるが、特に、人権課題に対する認識力の習得は極めて重要であることから、法務省の人権擁護機関が定める重点課題(17課題)を中心にカリキュラムを組むこととする。 2 東日本大震災に伴う人権侵害に対する認識を高めることは極めて重要であることから、震災と人権をテーマとする講義を設ける。 3 研修内容は知識だけに偏らないよう、ワークショップの時間を設ける。 4 法務省から人権啓発行政についての説明を実施する。 5 講師の選定に当たっては、各講義課題に対する専門性や講義のわかりやすさとともに、内容の政治的・思想的中立性に十分に配慮する。 6 多くの地方自治体において経費(旅費)節減が推進されている折から、できるだけ多くの研修対象者が全課程を修了することができるように配慮し、研修期間は3日間とする。 7 日本全国から可能な限り多くの地方自治体からの参加が得られるよう、東京及び関西地方とその他(九州地方)の3か所での開催とする。 8 研修内容の水準を担保するため、受講者の募集は地方自治体を通じて行う。全地方自治体に受講資格(人権に関する一定程度の実務経験等)を周知した上で受講者の推薦を依頼する。 9 事務局は各受講者の出席状況を適切に把握し、研修の全課程修了者には人権啓発指導者としての自覚を促すため修了証書を発行する。
実施結果	1 東京会場 日時 平成25年9月3日(火)~5日(木) 場所 WTCコンファレンスセンター(東京都港区) 申込者数 64人 受講者数 61人(うち全課程修了は45人) 講師等 行政説明 野崎昌利(法務省人権擁護局人権啓発課長) 講義1「参加体験型の人権学習(研修)の体験と分析 ~ワークショップ型の手法の意義と危険性、そして可能性」 桜井高志(桜井・法貴グローバル教育研究所代表) 講義2「犯罪被害者とその家族の人権」 諸澤英道(常磐大学大学院教授、常磐大学国際被害者学研究所教授) 講義3「子どもの人権保障について考える ~スクールソーシャルワークと修復的対話の観点から~」 山下英三郎(日本社会事業大学名誉教授/大学院特任教授、日本スクールソーシャルワーク協会 前会長)

講義4「日本のハンセン病対策と人権侵害」

神美知宏(全国ハンセン病療養所入所者協議会会長)

講義5「性的少数者と人権 ~とりまく社会状況と困難~」

上川あや(世田谷区議会議員)

講義6「ネット被害の現状とその対応」

安川雅史(全国webカウンセリング協議会理事長、

第一高等学院統括カウンセラー)

講義7「震災と人権 2011・3.11 東日本大震災が残したもの

一岩手県大槌町保健師による全戸家庭訪問調査から

見えてきたことー」

鈴木るり子(岩手看護短期大学教授)

講義8「ホームレスの最新動向と支援策のあり方」

垣田裕介 (大分大学大学院福祉社会科学研究科准教授)

行政説明「北朝鮮による日本人拉致問題」

加藤輝昭(内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室参事官補佐)

2 京都会場

日時 平成25年10月29日(火)~31日(木)

場所メルパルク京都(京都府京都市)

申込者数 100人

受講者数 90人(うち全課程修了は76人)

講師等

行政説明

実施結果

野崎昌利(法務省人権擁護局人権啓発課長)

講義1「参加体験型の人権学習(研修)の体験と分析

~ワークショップ型の手法の意義と危険性、そして可能性」

桜井高志(桜井・法貴グローバル教育研究所代表)

講義2「雇用創造革命」

渡邉幸義(アイエスエフネットグループ代表)

講義3「刑を終えて出所した人と人権 ~新たな就労と生活のために~」 上村泰子(オフィス上村代表)

講義4「子どもの人権保障について考える

~スクールソーシャルワークと修復的対話の観点から~」

山下英三郎(日本社会事業大学名誉教授/大学院特任教授、

日本スクールソーシャルワーク協会 前会長)

講義5「多文化共生社会の形成と人権啓発

~外国人住民との共生が開く地域の未来~」

田村太郎(特定非営利活動法人多文化共生センター大阪代表理事、 ダイバーシティ研究所代表理事)

講義6「女性と人権 ~DV・デートDVの影響と二次被害~」

田端 八重子(もりおか女性センターセンター長、

特定非営利活動法人参画プランニング・いわて副理事長 兼事務局長)

講義7「震災と人権 2011・3.11 東日本大震災が残したもの

一岩手県大槌町保健師による全戸家庭訪問調査から

見えてきたことー」

鈴木るり子(岩手看護短期大学教授)

講義8「ネット被害の現状とその対応」

安川雅史(全国webカウンセリング協議会理事長、

第一高等学院統括カウンセラー)

行政説明「北朝鮮による日本人拉致問題」

桝田孝一郎(内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室企画官)

3 福岡会場

平成25年11月19日(火)~21日(木) 日時

場所 アクア博多(福岡県福岡市)

申込者数 45人

受講者数 40人(うち全課程修了者34人)

講師等

行政説明

野崎昌利(法務省人権擁護局人権啓発課長)

講義1「人権啓発研修等でのワークショップの必要性と危険性」

廣瀬隆人(宇都宮大学地域連携教育研究センター教授)

講義2「部落差別をこえて ~取材ノートから~」

臼井敏男(元朝日新聞論説委員)

講義3「アイヌ民族の歴史と人権」

本田優子(札幌大学副学長)

講義4「HIV陽性者と人権 ~HIVと共に生きること~」

池上千寿子(特定非営利活動法人ぷれいす東京理事)

講義5「高齢者と人権 一高齢者虐待の防止と支援を中心に一」

梶川義人(特定非営利活動法人日本高齢者虐待防止センター理事)

講義6「震災と人権 2011・3.11 東日本大震災が残したもの

一岩手県大槌町保健師による全戸家庭訪問調査から 見えてきたことー」

鈴木るり子(岩手看護短期大学教授)

講義7「子どもと人権 一大人たちにもとめられる援助の構造―」

森田明美(東洋大学社会学部社会福祉学科教授、

東日本大震災子ども支援ネットワーク事務局長)

講義8「ネット被害の現状とその対応」

安川雅史(全国webカウンセリング協議会理事長、

第一高等学院統括カウンセラー)

行政説明「北朝鮮による日本人拉致問題」

桝田孝一郎(内閣官房拉致問題対策本部事務局政策企画室企画官)

実施結果

①人権啓発指導者養成研修会の実施については、人権センターでは、これまで講師 候補者等の豊富な情報に基づく多くの実績があり、委託元である法務省の啓発指 導者を幅広く養成するという期待に応えている。

自己評価

②内容面では、国が掲げる人権の重要課題を念頭に、過去の受講者アンケートや当 センター自主事業で実施した人権講座などの実績を参考にしつつ、テーマ及び講 師の選定を行った。「子どもの人権」「インターネットと人権」のテーマを全会 場で取り上げたことは、問題が深刻になり喫緊の対策が必要なことから、時官を 得たテーマ設定であった。

自己評価	③昨年に引き続き、「震災と人権」のテーマを全会場で取り上げた。東日本大震災については、次第に国民の関心が薄れつつあることから、繰り返し取り上げたことに意味があった。 ④アンケートの自由記述欄に、「人権課題を集中して学ぶことのできる貴重な研修である」という意見が寄せられている。また、「今後もこのような研修会を行なうべきか」という問いに、96.5%の人が「行うべき」と答えていることからも、本研修会が必要とされていることが裏付けられた。(東京会場96%、京都会場97%、福岡会場100%)
課題等	 ①講師について、今後ともより幅広く、専門的な人材を豊富に確保する必要がある。 ②同和問題を取り上げて欲しいという要望が多数寄せられている。また、時宜を得たテーマも望まれているため、引き続き内容の選定にあたってはその点を留意しつつ、カリキュラムを作成する必要がある。 ③業務の都合や旅費等の理由で3日間連続受講が困難な受講者や、特定の科目のみ受講を希望する者(人権擁護委員や法務局関係者を含む)に対し、「一部の講義のみの参加は原則不可」という原則を緩和する等、カリキュラム、日程、修了証書のあり方等について検討する必要がある。 ④現在受け入れていない企業、NPO からの受講希望への対応や、地方自治体職員ではないが、関係事業を受託している組織・団体(男女共同参画センターの指定管理者になっているNPO法人の職員など)からの受講希望への対応。 ⑤引き続き、多くの参加が得られるよう、開催場所や開催時期、募集告知時期等を考慮する。
委員会評価	【評 価】 ①今、同和問題を取り上げる機会が少なくなっているため、同和問題を正しく知っている人が減っている感がある。当研修会は3会場開催しているが、同和問題の講義は1会場のみである。カリキュラム作成に当たっては、時宜に合った課題を取り上げることも必要であるが、基本的な課題については、恒常的に複数会場で取り上げることも必要である。 ②「グローバルコンパクト」や「ISO26000」など、特に企業における社会的責任の分野で国際的な動きが見られる現在、地方自治体向けの研修会でも、国際的な人権の潮流と日本固有の人権課題をどう兼ね合わせていくかという研修が必要と思われる。 ③参加者が参加しやすい環境を整える必要がある。例えば、現行3日間連続受講した場合は修了証書を発行しているが、3会場実施しているのであれば、会場を変えても一定課程を修了すれば証書を発行するなど、検討を要する。

【提言】

①資料の作り方を工夫する。例えば、すでに実施しているように、報告書の最後やテキストに、1~2ページ分の解説ページを設けるとよい。重要なキーワードや過去の経緯なども参考として入れておくと、時間が経っても見返すことができ、その課題について正しく伝えることができる。キーワードや用語の解説は、社会情勢等によって変化するものもあるので、作成には困難が伴うが、国が発行している冊子を引用するなど、可能な範囲で作成し続けることが大切である。なお、センターの公益性を考慮すると、将来的に、そのようにして蓄積してきたものは、ホームページ等で公開していけると良い。

委員会 評価

- ②講義形式が中心であるが、参加者の参加意識を高めるためには、事例報告やディスカッションという手法は有効である。例えば、最初の2日間は講義を集中的に行い、残りの1日をディスカッションやワークショップを実施するなどの工夫を検討しても良い。その際、ワークショップのノウハウについての講義はあるが、現場では、「高齢者問題をワークショップ形式で研修願いたい」というような希望が意外と多いことから、例えばワークショップ形式で女性の人権問題の研修、HIV感染者の人権問題の研修というように、それぞれの課題にワークショップを取り入れることも検討されたい。
- ③この研修会の位置づけを、国の施策や方針を地方自治体に周知する機会と位置付け、地方における啓発担当者の資質を高めることが主目的であるということを再確認し、その視点に基づいてカリキュラムを見直すことを提案する。講義と参加型のバランスや日を分けた開催日程、また、初任者・上級者別の研修など、カリキュラム構成、実施形態など工夫の余地は多々あり、より参加しやすい研修となると思われる。
- ④現在受け入れていない企業、NPO からの受講希望や、地方自治体職員ではないが、関係事業を受託している組織・団体(男女共同参画センターの指定管理者になっているNPO法人の職員など)からの受講希望について、引き続き前向きに検討していくことを望む。

事業名	8 人権に関する国家公務員等研修会		
事業目的	平成14年に政府が閣議決定した「人権教育・啓発に関する基本計画」の趣旨に 沿い、日常業務を適切に執行する上で人権尊重への理解、認識、造詣を深めてもら うことを目的に開催する。		
実施の 基本方針	1 人権教育・啓発に関する基本計画では、第4章3「人権にかかわりの深い特定の職業に従事する者に対する研修等」において、「研修等の取組が不可欠」であり、「人権にかかわりの深い特定の職業」の一つとして「公務員」を挙げていることから、国家公務員等に対し、同計画の趣旨に沿った人権研修の機会を提供するものとして本研修会を開催する。 2 上記趣旨から、対象は各府省の本省職員(外局及び付属機関を含む)及び所管の特例民法法人、独立行政法人等の職員とする(各府省への参加依頼は法務省人権擁護局が行う)。 3 本研修会は毎年同様の趣旨で実施しているものであるが、直近の人権をとりまく状況を考慮しつつ、国が掲げる人権の重要課題や、社会的関心の高いものなどといった複合的な視点からテーマ選定を行う。 4 講師の選定に当たっては、内容の専門性、講義の分かりやすさ等とともに、政治的・思想的な中立性に十分に配慮する。また講演と併せ、最新の人権啓発映像作品を上映する。		
実施結果	1 前期 日時 平成25年9月10日(火)13:30~16:00 場所 ニッショーホール(日本消防会館)(東京都港区) 演題 「いじめ・体罰:解決への手がかりを探る ~子どもの人権擁護の観点から~」 講師 山下英三郎(日本社会事業大学名誉教授) 上映ビデオ 「いっこく堂人権啓発デジタルコンテンツ」 虐待防止シリーズ「児童虐待」「ドメスティック・バイオレンス」 申込者数 435人 参加者数 369人(出席率84.8%) 2 後期 日時 平成26年2月13日(木)13:30~16:05 場所 ニッショーホール(日本消防会館)(東京都港区) 演題 「障がいのある人の人権」 講師 野沢和弘(毎日新聞論説委員) 上映ビデオ 平成25年度人権啓発法務大臣表彰・優秀賞受賞作品「ほんとの空」 (企画/兵庫県・公益財団法人兵庫県人権啓発協会) 申込者数 373人 参加者数 298人(出席率79.9%)		

〔参考〕 国家公務員等研修会参加者推移 450 400 350 300 250 実施結果 200 150 100 50 A DIE THE STATE OF · (4) 11 (4) (4) **我的几样激励** 大阪3大阪 大概2年間 ①実施時期、会場ともに結果的に例年どおりであったが、前期が9月、後期が2月 ということについては委託元である法務省ともよく相談の上、国家公務員等の研 修時期として適切であったと思われる。会場については中央省庁から徒歩で20 分程度であり、収容人数も十分であり、かつ安価であり最適の会場であると思わ れる。講演テーマ、講演者、上映する映像作品などについては、過去の受講者ア ンケート結果や直近の人権を取り巻く状況を考慮しつつ、国が掲げる人権の重要 課題や、社会的関心の高いものなどといった複合的な視点から選定を行って法務 省に提案した。前期の「子どもの人権」については、昨今のいじめや体罰問題を 自己評価 巡って国民の大きな関心を集めているところであり、後期の「障がいのある人の 人権」についても、障害者権利条約の批准に向けた法整備が進み、特に今年度は 障害者差別解消法が成立する等、障がい者の権利を擁護するための施策・取組が 大きく前進しており、ともに時宜をえたテーマ設定であった。 ②研修後のアンケート結果によると、前期では「大変参考になった」「参考になっ た」が91%であり非常に好評であった。(後期はまだ未実施) ③前年度においてテーマ及び講師決定の時期を早めることが課題とされたがこの点 については、前、後期ともに改善できたので、今後も早めの決定ができるよう努 めたい。 ①前期では会場前方に着席してもらうため後部の座席を「関係者席」として着席不 可としていたことについて、少々窮屈に感じた参加者もいた模様であったため、 後期でこの点につき改善することとしたい。 ②申込数に対する実際の参加者が若干減少することについては、業務等の都合を考 課題等 慮すれば通常ありうることであり、当センターの対応のみで一朝一夕に数字的な 改善を得られるものではないと思われるが、長期的には国家公務員における人権 への意識の向上は本事業を粘り強く継続していくことを含め、法務省施策への当 センターの協力という形で参加しやすい環境の整備に努めたい。

【評 価】

- ①人権主務省庁である法務省が主導して、各省庁横断的な研修を実施することは大変意義がある。継続的に実施していくことを望む。
- ②1回1テーマの講義、ビデオ上映という現行のカリキュラムの見直しを望む。研修終了後に省庁へ戻ることを想定して 16 時終了のカリキュラムとなっているが、研修に専念するよう省庁へ戻らなくても良い時間を設定し、少なくとも2テーマは実施すべきと思われる。

【提言】

委員会 評価

- ①講堂での多人数での研修は効果が薄いということは承知のことと思われるので、 各省庁割り当ての動員型研修からの脱却が必要。例えば、講義テーマに関する重要なキーワードや過去の経緯など研修後も参考となる資料を提供する、受講者が 問題意識を再確認できるようアンケートの最後にチェックリストを設けるなど、 参加効果を高める工夫が必要。
- ②「演題」の付け方にも工夫が必要。前期の演題は具体的かつポイントが分かるものだが、後期の演題はあまりにも一般的なもので参加意欲がわきにくい。メーンタイトルに加えてサブタイトルを付けるなど、講師とも相談して、一人でも多くの公務員の興味・関心を呼ぶ演題を考えた上で、参加者を募集するとよいだろう。
- ③国が設定している人権の重要課題は、多数の省庁にまたがる課題でもある。各主 務官庁から課題の取組状況の説明等があれば、参加者も自分たちにかかわりの深 い課題だと意識すると思われる。担当者派遣について、各省庁の協力をより一層 求めるべきと思われる。